

事業継続力強化支援計画

I 現状

当市は伊勢湾から内陸部へ、鈴鹿山地まで広がり滋賀県に接している。この間の地形は鈴鹿山脈東麓の断層崖、それに続く丘陵と変化に富み、平地は市街を西から東に流れる朝明川・海蔵川・三滝川・内部川・鈴鹿川によって生まれた扇状地とその下流の沖積平野で構成されている。また、海岸部は埋め立て地帯が多く、全般に土地が低くなっており、河川氾濫や内水氾濫の起こりやすい地形となっている。

過去には、昭和34年の伊勢湾台風で高潮による多くの被害が発生し、昭和49年の集中豪雨、平成12年の東海豪雨においても多数の被害が発生している。

当市のハザードマップによると、朝明川水系、海蔵川・三滝川水系、天白川・鹿化川水系、内部川・鈴鹿川水系において、想定される最大規模の洪水が起こった場合、市内全ての地区でいずれかの水系による浸水が予想されている。また、河川流域に位置する多くの地区では3m以上、一部の地域では5mを超える浸水も予想されている。

楠地区においては、四日市市防災ハザードマップによると、下水道や河川の氾濫があれば3～5m未満の浸水が予想されており、一部の地域では5m超えの浸水が予測されている。

また、四日市市逃げどきマップ（鈴鹿川水系）によると、鈴鹿川・鈴鹿川派川が氾濫した場合、浸水が予測されている

地震ハザードステーションの防災地図によると、当市は、今後30年間で震度6弱以上の地震が起こる確率（26～100%）が最も高い地域に分類されており、特に、南海トラフ地震が発生した場合には、最大震度7の揺れと津波の発生が想定されている。

四日市市津波避難マップによると、楠地域には60分～90分で津波が到達し、最大で3m程度の津波浸水が想定されている。



(資料：四日市市防災ハザードマップより抜粋)

(感染症)

新型インフルエンザは、過去にパンデミック（世界的大流行）を繰り返し引き起こしており、10年から数十年周期で発生している。また、今後も新型コロナウイルス感染症のように当初は国民の大部分が免疫を獲得していない感染症や変異株の出現の可能性がある。これらの感染症が全国的かつ急速な蔓延した場合、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 342 人
- ・ 小規模事業者数 309 人

【内訳】

業種分類	区分	該当社数	備考(事業者の立地状況等)
建設業	中小企業	95	町内に広く分布
	うち小規模事業者	92	
製造業	中小企業	60	沿岸部付近に比較的多く分布
	うち小規模事業者	42	
運輸業	中小企業	14	町内に広く分布
	うち小規模事業者	11	
卸売業	中小企業	10	町内に広く分布
	うち小規模事業者	8	
小売業	中小企業	46	町内に広く分布
	うち小規模事業者	43	
金融保険業	中小企業	4	町内に広く分布
	うち小規模事業者	3	
不動産業	中小企業	11	町内に広く分布
	うち小規模事業者	11	
飲食店宿泊業	中小企業	32	町内に広く分布
	うち小規模事業者	32	
教育学習支援業	中小企業	9	町内に広く分布
	うち小規模事業者	8	
医療福祉業	中小企業	6	町内に広く分布
	うち小規模事業者	6	
その他サービス業	中小企業	55	町内に広く分布
	うち小規模事業者	53	
計	中小企業	342	
	うち小規模事業者	309	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

・ 防災訓練の実施・指導

市民及び自主防災組織、災害ボランティアが防災知識を身につけるためには、防災訓練を通じて身を持って体験することが効果的であることから消防団等と協力し、市民等に対して防災訓練への参加を促進している。また、国、県が実施する広域的・総合的な防災訓練に参加し、防災関係機関との連携を図っている。

・ 防災拠点整備

災害時に各地区の指定避難所へ迅速に救援物資を配送するため、荷捌き機能を有する拠点防災倉庫を、市内3か所の北部、安島、南部に整備している。総合防災拠点として大規模災害時に災害

関係機関の集結拠点、応急仮設住宅用地、救援物資の受入拠点など、状況に応じた様々な用途に活用できるオープンスペースを整備。その他、指定避難所の敷地内等の市内 126 箇所に防災備蓄倉庫、市内の河川付近の 54 箇所に水防倉庫をそれぞれ設置している。

- ・事業所の防災活動の促進

事業所に対し、帰宅困難者対策、防災マニュアル作成支援、自衛消防隊設置促進、防災訓練参加・応援体制構築を指導している。また、顧客・従業員の安全確保のための食料・備蓄品準備、施設の耐震化・浸水対策、防災計画・BCP 作成等、各種防災対策の推進を支援し、生産能力低下と資産喪失の最小化を図っている。さらに、大規模災害時の市内経済活動停滞抑制のため、BCP 策定を推進するための情報提供等を行っている。

- ・コンビナート企業との災害防止協定の締結

石油コンビナートの被害の拡大を防止するために、防災組織（四日市コンビナート地域防災協議会）を中心として相互の協調体制を強化し、防災諸施設及び資機材等の整備等を推進するとともに、地域住民との連携連絡体制をより強化して防災意識を共有し、防災体制の強化を図っている。また、地震、津波など自然災害やその他の事象が原因によるコンビナート災害を未然に防ぐとともに、災害発生時の被害の拡大を防止するために石油コンビナート事業所等との災害防止協定を締結している。

- ・感染症対策

三重県や医療機関等と連携して、感染症予防を普及啓発するとともに、感染症が発生した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて、適切に患者の早期医療受診につなげるほか、疫学調査を実施するなど感染拡大の防止に努める。また、感染症対策の防災機材として、非接触式温度計、消毒用アルコール、フェイスシールドなどを備蓄している。

- ・四日市市が締結する応援協定等について

大規模な災害が発生した場合に備え、相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する、「災害時相互応援に関する協定」を尼崎市や堺市等と締結している。また、速やかに調査及び災害応急復旧工事を実施し、公共施設の機能の確保及び回復並びに被害の拡大及び二次災害の防止を図る、「災害発生時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定」を一般社団法人三重県建設業協会の企業や土木建設事業者等と締結している。

2) 当会の取組

- ・BCP 策定セミナーの開催や事業継続力強化計画の策定支援
- ・備蓄用缶パンの販売
- ・四日市市楠福祉会館指定管理者として消火・避難訓練の実施

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分に居ない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているなどの課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と四日市市における被害情

報報告、共有ルートを構築する。

- 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。
- 平時・緊急時の対応を推進するノウハウを共有し、災害による被害を受けた際に迅速な復興に役立つ保険や共済に対する助言を行える職員を育成する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と四日市市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（行政施策、事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者等の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新興感染症（新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症）は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新興感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は令和7年1月に事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ三重県中小企業共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険会社や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 四日市市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、四日市市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年1回程度実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と四日市市で共有する)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行うよう会員に働きかける。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、状況に応じて当会による適切な感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と四日市市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
- ・当会と当市の被害情報等の共有間隔は、被害状況に応じて共有間隔をその都度決定する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

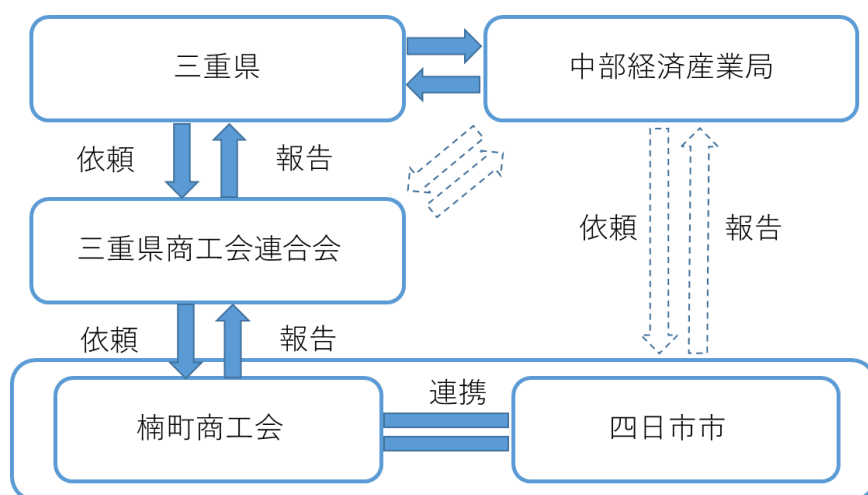
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・四日市市で策定した「四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「四日市市感染症予防計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 当会と四日市市が共有した情報を、三重県の指定する方法にて四日市市又は当会より三重県商工会連合会を通じて三重県へ報告する。

(連絡ルート)



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

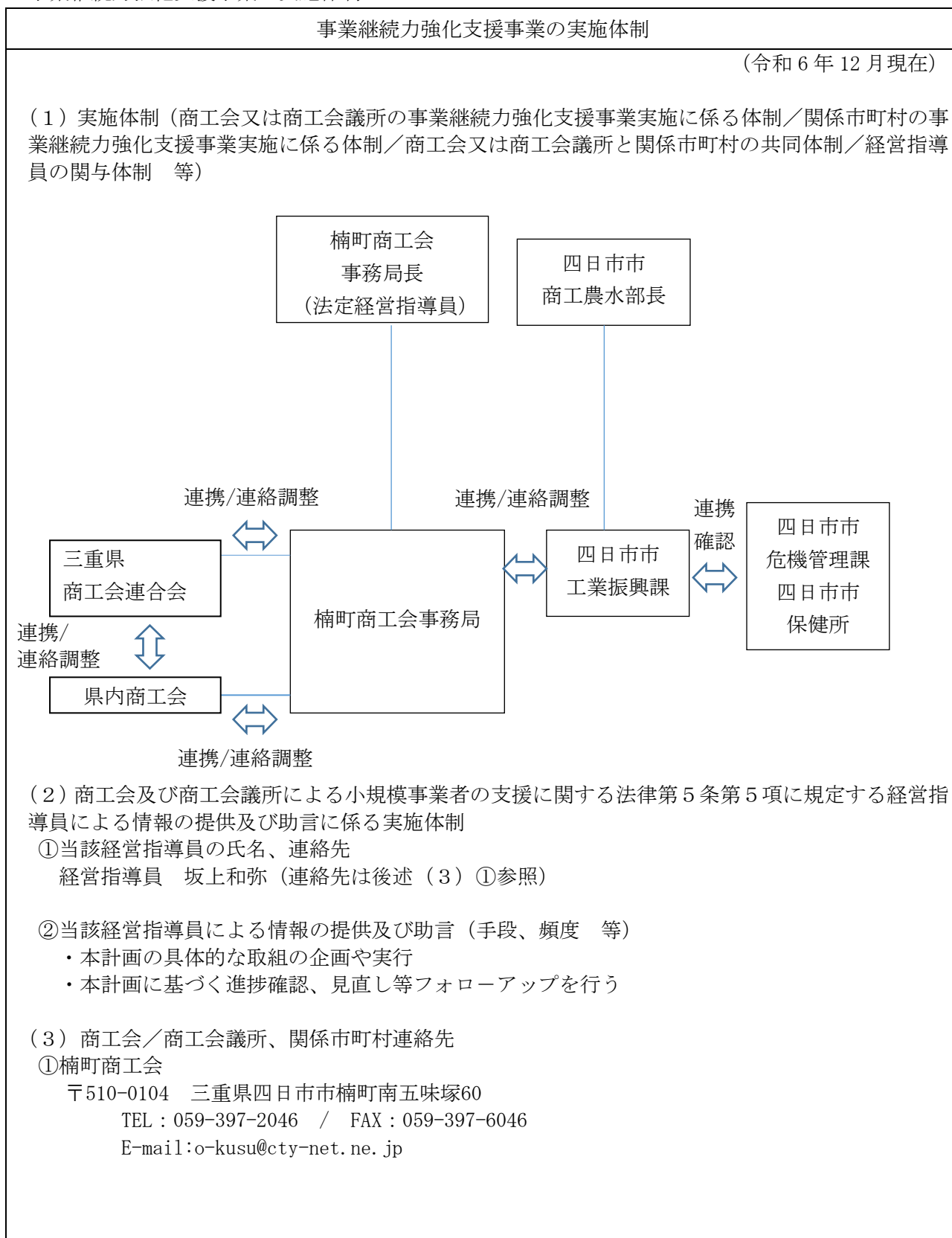
- ・ 相談窓口の開設方法について、四日市市と相談する。
- ・ 安全が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業等の被害状況を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、四日市市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・ 三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、四日市市、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・ 当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

四日市市役所商工農水部工業振興課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

TEL：059-354-8194 / FAX：059-354-8307

E-mail:kougyoushinkou@city.yokkaichi.mie.jp

③その他

三重県商工会連合会

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

TEL：059-225-3161 FAX：059-225-2349

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	640	640	640	640	640
・専門家派遣費	110	110	110	110	110
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作成費	300	300	300	300	300
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

三重県補助金、四日市市補助金、会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等
<pre> graph TD A[三重県中小企業共済協同組合] <--> 連携 B[楠町商工会] B -- "協力・支援" --> C[地域小規模事業者] A -- "協力・支援" --> C </pre>